

審 第 4 7 6 5 号
答 申 第 3 2 6 号
令和6年3月19日

千葉県教育委員会教育長 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年10月27日付け〇〇第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第294号

令和3年8月13日付けで審査請求人から提起された、令和3年6月28日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和3年6月28日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定及び後記2（2）の自己情報開示決定で特定した個人情報以外に、判定会議配布資料に記録された個人情報の開示決定等を行うべきである。
- (2) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、学力検査の解答用紙における無解答であった問題に係る部分及び当該問題と他の問題の得点の合計に係る部分は開示すべきである。

なお、当該部分は、次のとおりである。

ア 国語

四（5）の判定、四（5）の得点及び四全体の得点

イ 数学

2（5）の判定、2全体の得点、4（1）（c）の判定、4全体の得点、5（2）の判定及び5全体の得点

ウ 理科

4（1）の判定、4全体の得点、6（2）の判定、6全体の得点、7（3）の判定、9（3）の判定及び9全体の得点

- (3) 実施機関が行ったその他の決定については妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 未成年者である審査請求人の子（以下「開示請求者」という。）は、令和3年6月11日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「〇〇の〇〇県立高入試に関する書類一式」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、調査書に記録された個人情報を特定し、自己情報開示決定（令和3年6月28日付け〇〇第〇〇号〔本件決定と同日付け同番号〕。以下「本件全部開示決定」という。）を行うとともに、〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜〇〇高校一般入学者選抜解答用紙（以下「本件文書1」という。）及び成績一覧表（以下「本件文書2」という。）

いい、本件文書1と併せて「本件文書」という。)に記録された個人情報
を特定し、本件決定を行った。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規
定により、実施機関に対し、令和3年8月13日付けで、本件決定につい
て審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、
令和3年10月27日付け〇〇第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

ア 教学指第〇〇号(〇〇年〇〇月〇〇日)の教育長通知4.において
「選抜・評価方法に係る説明責任を果たせるよう、適切に対応するこ
と。」とある。

イ 「千葉県教育委員会が行う学力検査に関する情報であって、開示する
ことにより、評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障
を及ぼす恐れがあるため。」とあるが、口頭ではあるが開示されている
者もいてダブルスタンダードとなり公平ではない。

(2) 本件審査請求の理由

前記(1)アのとおり説明責任を果たすよう通知が出ている。

前記(1)イのとおり口頭にて詳細に点数を開示された者がいる。請求
する者、対応する高等学校によって開示、非開示が変わることは、公平で
はない。

上記により開示請求のとおり、面接点及び総得点を開示してもらいたい。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨について

審査請求人が提起した本件審査請求については、これを棄却することが
相当である。

(2) 処分(本件決定)の内容について

ア 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容について

〇〇年度千葉県公立高等学校一般入学者選抜は、実施機関が定めた
「〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」等に基づいて各県
立高等学校において実施されたものである。

当該高等学校は、この選抜方法に基づき、中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び当該各学校において実施した学校設定検査の結果を資料とし、当該各学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判断して当該選抜を行っている。本件文書は、この中で中学校からの調査書、解答用紙、及び評価のうち面接点数及び総合点数が記入された帳票の開示を求めたものである。

なお、本件審査請求を受けて対象文書について改めて確認をしたところ、前記の特定した文書以外には存在しなかった。

(3) 処分（本件決定）の理由について

本件文書中、解答用紙のうち解答が記述式なもの、面接の得点、総得点を条例第17条第6号の規定に該当するとして、部分開示とした。理由は決定通知書のとおり（千葉県教育委員会が行う学力検査に関する情報であって、開示することにより、評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。）である。

以下にその理由を詳細に説明する。

本件の不開示部分はいずれも、千葉県教育委員会が行う学力検査に関する情報であって、開示することにより、評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

本県では面接の基準については、各学校により設定され、学校により異なっている。面接の基準については、当該受検者の知識・能力に直接関わる極めて機微な事柄を面接者がそれぞれの学校内で設置した評価基準に基づき、厳正に評価している。

本件の不開示情報を開示すると、受検者等が各高等学校の採点に対して不平不満を主張することは想定できることであり、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれがある。

また、開示請求者の得点を開示することで、ほかの受検者も開示を請求することは容易に想像できる。面接の得点の点数によっては、面接はどのような観点で行われているかの判断基準が明らかになり、例えば同じ質問、同じ回答で学校により得点が異なった場合、学校間格差にもつながり、適正かつ公正な選抜が困難になる。

また、決定通知書には記載していないことであるが、面接官は教員が担当するため、面接の評価を開示することで、入学後の受検者と教員の関係が悪化することも考えられる。よって、条例第17条第6号ハに該当する。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、「〇〇年〇〇月〇〇日付、教学指第〇〇号『〇〇年度千葉県立高等学校入学許可候補者の決定について』の文書において選抜・

評価方法に係る説明責任を果たせるよう、適切に対応すること。」「くわえて、口頭開示により詳細に点数が開示された者がおり、高等学校により、開示非開示が変わることは公平ではない」という旨主張する。

本県では、千葉県公立高等学校入学選抜実施要項に基づき、調査書、学力検査、学校設定検査の結果を資料とし、各学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して選抜を行っている。また、同要項により、調査書及び学力検査の結果の口頭による開示を規定している。なお、千葉県高等学校入学選抜実施細目により「検査の成績等については、定められた手続きによるもの以外は公表してはならない」とされており、上記の口頭による開示で定められた資料及び、合格、不合格とした結果を公表することを定めていない。それにもかかわらず、口頭ではあったが、面接の点数の得点を伝えることは不適切であったと言わざるをえない。

審査請求人が主張する、「〇〇年〇〇月〇〇日付、教学指第〇〇号『〇〇年度千葉県立高等学校入学許可候補者の決定について』の文書において選抜・評価方法に係る説明責任を果たせるよう、適切に対応すること。」とあるが、これは、県立学校に対して、合否の判断をする際に、適切に対応することを求めたものであり、得点の公表をするよう指示した通知ではない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり、本件文書に記録された個人情報等を特定して本件決定を行ったと認められる。

なお、本件文書1の不開示部分について、実施機関は自己情報部分開示決定通知書において単に「解答用紙のうち解答が記述のもの」と記載しているが、実施機関に確認したところ、記述式問題には、受検者の解答が正解に完全に一致しなければ点数を与えることができない問題と、受検者の解答が正解に完全に一致しなくても、一致の程度に応じて点数を与えることができる問題とがあり、前者の問題に係るものは本件決定において開示しているため、本件決定において不開示としたのは後者の問題に係るもののみであるとのことであった。

また、本件文書2の不開示部分について、実施機関は自己情報部分開示決定通知書において「面接の得点・総得点」と記載しているが、面接の得点と総得点のほかに、調査書の加点も不開示としていた。

イ 審査請求人は、前記3(2)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、前記2(2)のとおり、本件開示請求に対し、本件全部開示決定及び本件決定において、調査書及び本件文書に記録された個人情報と特定した。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて千葉県立〇〇高等学校(以下「本件高校」という。)に文書の探索を行わせたところ、実施機関が、本件高校の受検者の得点を記載した判定会議配布資料を保有していたことが判明した。

なお、実施機関に確認したところ、実施機関は、本件開示請求に対し、判定会議配布資料に記録された個人情報を特定したものの、判定会議配布資料に記録された開示請求者に係る情報を基に本件文書2を作成して部分開示を行ったとのことである。

本来、開示請求に対しては、開示請求時点で保有している文書を対象とすべきであるため、本件開示請求に対して、判定会議配布資料についてはこれを基に作成した本件文書2を部分開示した実施機関の判断には誤りがあるので、判定会議配布資料についても、別途、開示決定等を行うべきである。

(3) 不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1は、本件高校を受検した開示請求者に係る、一般入学者選抜における学力検査の解答用紙と認められる。

また、本件文書2は、本件高校を受検した開示請求者に係る、一般入学者選抜における学力検査の得点、調査書の得点及び加点、面接の得点並びに総得点を記載した成績一覧表であると認められる。

イ 記述式問題のうち正解との一致の程度に応じて点数が与えられるものの判定・得点及び当該問題と他の問題の得点の合計について

(ア) 実施機関は、本件文書1で不開示とした記述式問題のうち正解との一致の程度に応じて点数が与えられるものの判定・得点について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 記述式問題のうち正解との一致の程度に応じて点数が与えられるものの採点については、各高等学校の裁量により行われるところ、当該情報を開示すると、受検者等が独自に行った採点と各高等学校が行った採点が異なる場合が生じ、受検者等が各高等学校の採点に対して不平不満を主張することがあり得ることは想定できることであり、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混

乱が生じるおそれを否定できない。

そうすると、当該情報を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、当該問題と他の問題の得点の合計についても、これを開示すれば、開示している他の問題の得点を差し引くことにより当該問題の得点が明らかになることから、開示することにより入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (ウ) 他方で、記述式問題のうち正解との一致の程度に応じて点数が与えられるものであっても、受検者が解答欄に何も記述しなかった場合には、各高等学校の裁量の余地はなく、得点が与えられないことについて受検者等と各高等学校との間に前記（イ）のような混乱が生じるとは認められない。

そうすると、無解答であったものの判定・得点を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

- (エ) したがって、本件文書1で不開示とされた部分のうち、何らかの記述があった解答欄に係る情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であるが、何らの記述もなかった解答欄に係る情報は、開示すべきである。

ウ 調査書の加点、面接の得点及び総得点について

- (ア) 実施機関は、本件文書2で不開示とした部分について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 調査書の加点は、受検者の在籍中学校の校長から提出された調査書の記載事項について、各高等学校が学校の特色に応じて、調査書の得点に加算するものである。また、実施機関の弁明書によれば、面接の評価基準は各高等学校により設定され学校により異なっているとのことである。

そして、調査書の加点及び面接の得点は、これらを開示すると、受検者等が独自に行った採点と各高等学校が行った採点が異なる場合が生じ、受検者等が各高等学校の採点に対して不平不満を主張することがあり得ることは想定できることであり、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれを否定できない。

そうすると、当該情報を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、総得点についても、これを開示すれば、開示している学力検査の得点及び調査書の得点を差し引くことにより、不開示とした調査書の加点及び面接の得点の合計が明らかになるとともに、その内訳も推測しやすくなることから、開示することにより入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、調査書の加点、面接の得点及び総得点は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月27日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
令和5年11月21日	審議（令和5年度第7回第1部会）
令和5年12月22日	審議（令和5年度第8回第1部会）
令和6年 1月23日	審議（令和5年度第9回第1部会）
令和6年 2月20日	審議（令和5年度第10回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会